

社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会 役員等の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、法人の理事、監事、評議員及び法人の定款第34条に基づき設置する委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるとともに、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の35第1項及び第59条の2第1項第2号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 法人は、法人の理事及び監事の選任に関する規程（以下「役員選任規程」という。）における監事の選任区分「財務管理に識見を有する者」より選任された、公認会計士又は税理士の資格を有する監事の職務執行の対価として報酬（以下第5条を除き、「報酬」という。）を支給することができる。

2 前項を除く役員等への報酬は、支給しない。

(報酬額)

第3条 報酬の額については、別表1に定めるとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法については、別表2に定めるとおりとする。

(公 表)

第5条 法人は、この規程をもって法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を、インターネットの利用により公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 報酬額

職務執行内容	報酬額の算定基準
監事監査の実施	半日につき 30,000 円以上 50,000 円以内
理事会・評議員会への出席	1 回につき 10,000 円
会計年度内の報酬総額	150,000 円

※注 1 法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(別表 2) 報酬の支給方法

基準事項	内 容
支給日	決算に関する職務：6 月末日 予算に関する職務：3 月末日 その他の職務：職務を行った月の月末
支給方法	金融機関の指定口座への振込